

# 庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助制度

～老朽危険建築物除却工事の一部を補助します！～

## 「庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助制度」の概要

老朽化した危険な建物で、近隣や道路通行者等に被害を与えるおそれのある「老朽危険建築物」の、除却工事を行う者に対し、要する費用の一部を補助する制度です。



### 【補助対象となる要件】

- 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件に該当すること
  - ・市内に存する現に使用されていない住宅であること（空き家）
  - ・老朽危険建築物であること※<sup>1</sup>
  - ・解体工事は、建設業に基づく許可※<sup>2</sup>又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録の届出をしている業者が行うこと

※1 老朽危険建築物とは、老朽度・危険度等の不良度が高く、道路若しくは隣地への影響度が高いと認定を受けた建築物

※2 許可是「建築工事業」「土木工事業」「とび・土工工事業」「解体工事業」の業種に限る

### 【補助対象者】

- 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること
  - ・対象建築物の所有者又は相続人（市外の者も可）
  - ・対象建築物の存する土地の所有者又は相続人（市外の者も可）

### 【補助の金額】

対象経費額の1／3	上限30万円
-----------	--------



### 【申請受付】

- 受付開始時期はホームページに記載いたします
  - ・申請受付は先着順となっておりますので予定件数に達した時点で終了する予定です
  - ・受付は土、日、祝日を除く午前9時00分～午後5時00分までとします

#### 【申請・問合せ先】

〒727-8501 庄原市中本町1丁目10番1号  
庄原市 環境建設部 都市整備課 都市整備係  
電話：0824-73-1151  
FAX：0824-73-1147

※ 補助金交付決定通知を受ける前に 工事契約 及び 解体工事 を行ったものは補助金の対象となりませんのでお気を付けください。